

お薬の一般名処方とは

患者さんが、保険調剤薬局にお持ちいただく処方せんに記載されているお薬の名前は、多くの場合、製薬メーカーが決めたその薬の商品の名前が記載されています。

「一般名」とはメーカーが決めた薬の名前ではなく、その薬の中に含まれている主たる有効成分の名前のことを言います。この一般名を使用して、処方せんに記載されたものを「一般名処方」といいます。

一般名処方「この有効成分の薬であればどの銘柄名の薬で調剤してもいいですよ」という指示なので、保険調剤薬局では、病院の医師に問い合わせを行わなくてもジェネリック医薬品に変更して調剤する事が出来ます。

一般名処方は、ジェネリック医薬品の使用を促進する目的で、普及促進がはかられています。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

玉造病院

